

利用事業者 募集中

申込期限
R7年12月26日(金)

生産性向上・職場環境改善 多様な人材の活用を 専門家が支援します！

専門家個別支援事業について

特に人手不足が深刻な業種の企業による生産性向上・職場環境改善などの働き方改革、多様な人材の活用の取組を行う事業者を支援するため、助言・指導を行う専門家を県が無料で派遣します（対面・オンライン併用可）。

- 対象分野(製造、医療福祉、観光、建設、運輸、情報通信、卸・小売、生活関連サービス)
であって、新規正規雇用の意欲がある中小事業者なら派遣可能です。



本事業の流れ

1

まずは県にご相談ください

本事業の利用を希望される場合、まずは県（雇用・働き方政策課）にご相談ください。本事業の対象要件に該当する事業者・取組が事前に確認します。

2

専門家派遣依頼書の提出

所定の「専門家派遣依頼書」に必要事項をご記入の上、県に提出します。
依頼書の提出期限は、派遣希望日初日の40日前です。

3

中小企業診断士による事前診断の実施、専門家派遣の実施決定

事業者が抱える生産性向上・働き方改革、多様な人材の活用等に係る現状と課題について、中小企業診断士が事業者ヒアリング（原則対面）を行い、診断します。県は事前診断を踏まえ、専門家派遣の実施を決定します。

4

支援実施計画の提出、支援の実施

支援決定となった場合、事業者と専門家が連名で所定の「支援実施計画書」を県に提出します。
事業者と専門家で日程や必要な事項を調整した上で支援を実施します。

5

支援実施結果書の提出

各支援実施日から10日以内に、指導内容や得られた成果等について、事業者と専門家が連名で所定の「支援実施報告書」を県に提出します。

6

専門家による支援を踏まえ、正規雇用の創出に取り組む

事業者は、専門家による支援を踏まえ、働き方改革等を行うことにより、誰もが働きやすい職場環境づくりを進め、正規雇用の創出に取り組んでください。

留意事項

- 専門家及び中小企業診断士に支払う謝金・旅費は県が負担しますが、その他必要な費用は事業者の負担となります。
○本事業の詳細は、県HP掲載の実施要領に記載しています。内容を十分にご確認の上、ご相談ください。

【問い合わせ先】鳥取県商工労働部雇用人材局雇用・働き方政策課

電話：0857-26-8476 電子メール：koyou-hataraki@pref.tottori.lg.jp



▲本事業の詳細



○本事業は厚生労働省の「地域活性化雇用創造プロジェクト」の採択を受け、地域に良質な雇用を生み出すため鳥取県が実施する事業(通称:地プロ)です。
○事業の効果検証のため、利用企業は年2回の雇用実績調査にご協力ください。



地プロのご案内

R7年5月作成